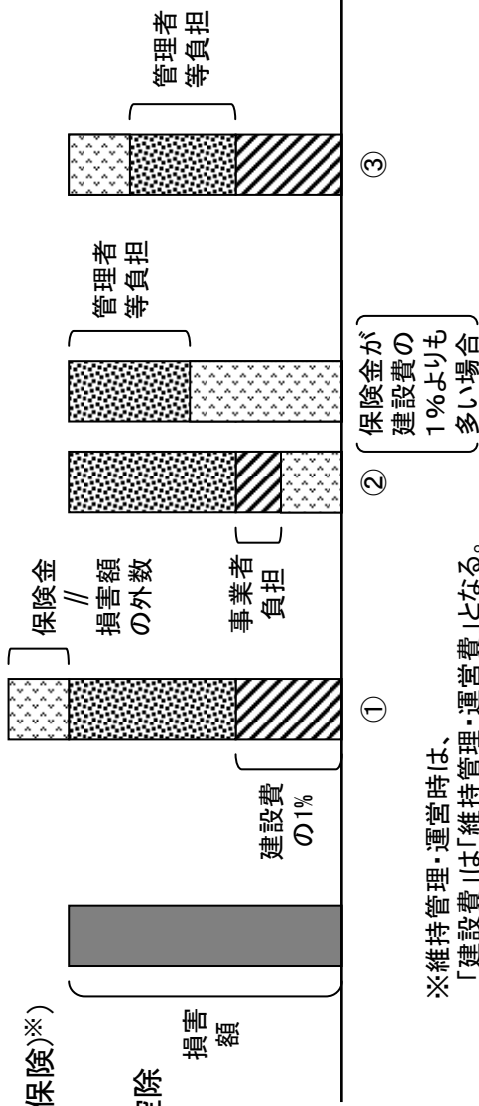


不可抗力による損害額の費用負担の考え方



■ 保険金の取扱い

- ① 損害額から控除
(国交省(強制保険)、大井、仙台、島根あさひ、約款(強制保険)※)
- ② 事業者先取り=1%までは事業者の負担が減少
1%を超えた分は管理者等の負担から控除
(国交省(任意保険)、朝霞※、羽田、千葉、川井)
- ③ 管理者等先取り(西部ふれあい)



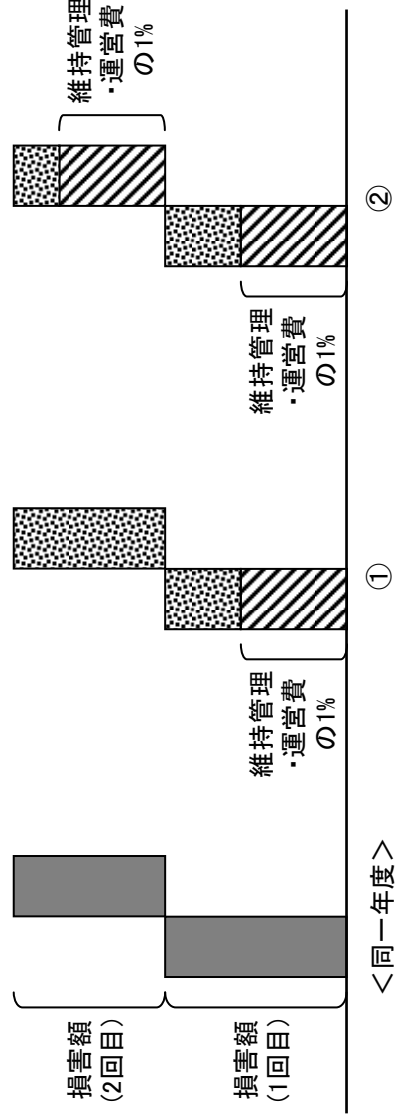
※朝霞及び約款は、建設時のみ規定されている。

※維持管理・運営時は、「建設費」は「維持管理・運営費」となる。

■ 数次にわたる不可抗力の取扱い(維持管理・運営時)

- ① 事業年度毎に累計で計算
(国交省、大井、島根あさひ、仙台、千葉、西部ふれあい)
- ② 不可抗力の事由1件毎に計算(羽田、川井)

※建設時における数次にわたる不可抗力については、累計で計算するように規定されている。



①文部科学省：小中学校耐震化事業契約書（案）

第 36 条（本件施設への損害）

- 1 対象施設の供用開始前に、不可抗力により、本件施設又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は追加的な費用が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い、損害又は追加的な費用の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。
- 3 第 1 項に規定する損害又は追加的な費用については、別紙〇に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 4 第 1 項の場合、前各項に定める事項を除く他の事項については、市及び事業者は、第 60 条の定めるところに従うものとする。

第 60 条（法令の変更及び不可抗力）

- 1 法令の変更若しくは不可抗力により、本件事業契約及び業務要求水準書で提示された条件に従って、対象施設の整備ができなくなったとき若しくは維持管理ができなくなったときその他本件事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本件事業契約及び業務要求水準書で提示された条件に従って、対象施設の整備又は本件施設の維持管理を行なうために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本件事業契約及び業務要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。
- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から〇日以内に前項の協議が整わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、かかる指図に従い、本件事業を継続するものとし、また、損害又は追加的な費用の負担は、別紙〇及び別紙〇に記載する負担割合によるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が整わない場合、市は、本件事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 市は、第 14 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 32 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 34 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、並びに第 36 条第 3 項の規定による市の増加又は追加的な費用の負担が過大になると判断した場合には、本件事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

別紙〇 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合

[不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合を記載します。]

②国土交通省：庁舎事業契約書例

第78条（不可抗力）

甲及び乙は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。但し、各当事者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに本事業の継続の可否について協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用が発生する場合又は本件施設引渡予定日の遅延が見込まれる場合にあっては、乙が当該増加費用の額又は遅延期間を最小限とするよう対策を検討し、その対策の合理性について甲と協議しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項の協議の結果をふまえ、本契約の締結後における不可抗力により生じる合理的な増加費用（金融費用を含む。）及び損害を別紙6に記載する不可抗力による費用分担に定める方法により負担する。また、本件施設引渡予定日の遅延が見込まれる場合は、甲及び乙は協議の上、本件施設引渡予定日を変更できるものとする。ただし、本件事業の継続が不能となった場合又は本件事業の継続に過分の費用を要する場合は、甲は、乙と協議の上、第68条又は第73条に規定する措置をとることができるものとする。

別紙〔6〕 不可抗力に係る負担

※不可抗力により増加費用及び損害が発生する場合の費用負担について記載する。

【参考】「別紙〔6〕不可抗力に係る負担」の記載例

本契約書第78条に定める不可抗力による増加費用及び損害の分担は以下のとおりとする。

1. 不可抗力の定義

不可抗力とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及びPFI事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

（1）天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

（2）人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

（3）その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2. 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

- ① 建設工事期間及び維持管理運営期間の変更、延期及び短縮に伴う本件施設費等及び本件維持管理・運営費（合理的な範囲の金融費用及び物価変動により生じる費用を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う増加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 建設工事期間及び維持管理運営期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う増加費用（合理的な範囲の金融費用、違約金を含む。）
- ⑥ 建設工事期間及び維持管理運営期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の期待利益は除く。）

3. 不可抗力による増加費用及び損害額の分担

(1) 建設工事期間中の損害分担

- ① 建設工事期間中に発生した不可抗力による増加費用及び損害額（乙が不可抗力の事由に関して第 36 条第 1 項の規定により付された保険に係る保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、建設工事費等の 1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力の事由に関して第 36 条第 1 項の規定により付された保険に係る保険金以外の保険金を受領した場合には、当該保険金額のうち建設工事費等の 1%相当額を超える部分は甲の負担部分から控除する。
- ② 上記①の増加費用及び損害額には、本契約に基づく工事の遅延又は中断に伴う各種増加費用、本件施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の増加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の 1%の乙負担は増加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2) 維持管理運営期間中の損害分担

- ① 維持管理運営期間中に発生した不可抗力による増加費用及び損害額（乙が当該不可抗力の事由に関して第 51 条第 1 項の規定により付された保険に係る保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、事業年度ごとに累計し、当該事業年度における累計額が当該事業年度における維持管理運営費の 1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを甲が負担する。ただし、乙が不可抗力の事由に関して第 51 条第 1 項の規定により付された保険に係る保険金以外の保険金を受領した場合には、当該保険金額のうち維持管理運営費の 1%相当額を超える部分は甲の負担部分から控除する。
- ② 上記①の増加費用及び損害額には、維持管理業務及び運營業務の遅延又は中断に伴う各種増加費用、本件施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

③公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業

(保険加入義務)

第 12 条 乙は、建設工事に関しては、建設を担当する者に対し、建設中の物件の保全に関する保険及び工事に起因する第三者賠償責任保険に加入するよう義務づけなければならない。

2 乙は、本事業の安定のため、本件宿舎の引渡後本契約終了時まで、第三者賠償責任保険に加入しなければならない。ただし、乙から本件宿舎の維持管理業務を一括して委託された第三者が同様の保険に加入した場合は、この限りでない。

3 乙又は第三者が、前二項の規定により保険契約を締結したときは、保険証券を直ちに甲に提示しなければならない。

(不可抗力による損害)

第 35 条 乙が本件宿舎の引渡しを行う前に、不可抗力により、本件宿舎(建設中の出来形を含む。)に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知するものとする。

3 第 1 項に規定する損害が生じた場合に、乙は本件建設を行う義務を免れない。

4 第 1 項に規定する損害(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)及び前項に規定する本件建設に伴う増加費用については、設計・建設工事期間中の累計で、設計及び建設等に係る対価(支払利息相当額を除き、消費税相当額を含む金●円。以下、本項において同じ。)の 1%を超える部分について合理的な範囲で甲が負担するものとする。ただし、乙が不可抗力の発生により、第 12 条第 1 項に規定する建設中の物件の保全に関する保険の保険金が支払われる場合で、当該保険金の金額が設計及び建設等に係る対価の 1%を超える場合には、当該超過金額は甲が負担すべき金額から控除する。

5 本件宿舎が甲乙の区分所有に係る場合には、前項で甲が負担すべき費用のうち、専ら乙の利用に属する部分に係る費用は乙の負担とし、甲乙両者の利用に係る部分に関する費用については、原則として専有面積の割合により按分する。

④東京税関大井出張所（仮称）整備等事業

（不可抗力による措置）

第 37 条 「発注者」及び「事業者」は、「不可抗力」により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該「不可抗力」が発生した日以降、当該「不可抗力」により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れるものとする。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該「不可抗力」により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

2 「事業者」は、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用が発生した場合には、当該「不可抗力」の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について「発注者」と協議することができる。

3 「発注者」及び「事業者」は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」の実施に関して事業者に発生した合理的な増加費用を別紙 5 に規定された負担割合に応じて当該費用を負担する。

4 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「事業費」を減額することができるものとする。

5 「発注者」は、「不可抗力」により「本施設」の引渡しの遅延又は「仮庁舎等」の解体業務完了の遅延が避けられない場合には、「事業者」と協議の上、該当する「引渡予定日」又は「仮庁舎等解体業務完了予定日」を変更する。

6 第 1 項から第 5 項までの規定は、「不可抗力」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第 108 条に基づき、第 111 条又は第 117 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

別紙 5 不可抗力による費用分担

本契約第 37 条に定める「不可抗力」による費用分担は以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であって、「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。

なお、「不可抗力」の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 「施設整備期間」及び「維持管理・運営期間」の変更、延期及び短縮に伴う「本件工事費等」及び「維持管理・運営費」（金利及び物価変動を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工所用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 「施設整備期間」及び「維持管理・運営期間」の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- ⑥ 「施設整備期間」及び「維持管理・運営期間」の変更、延期及び短縮に伴う「事業者」の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、「事業者」の期待利益は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 施設整備期間中の損害分担

- ① 「施設整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、「本件工事費等」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、1%を超える額については「発注者」が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、「本件工事」の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、「本施設」の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2) 「維持管理・運営期間」中の損害分担

- ① 「維持管理・運営期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が当該「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、「不可抗力」の事由による年度毎の損害の累計額が、「不可抗力」の事由の発生した年度における「維持管理・運営費」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを「発注者」が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、「維持管理・運営業務」の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、「本施設」の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

⑤東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（国土交通省）

（工事の中止）

第 37 条 国は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、対象施設等の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。この場合国は、必要に応じて施工計画書のうち計画工程表の変更を求め、引渡予定日を変更することができる。ただし、引渡予定日が変更された場合でも、本契約期間満了日は変更されないものとする。

2 法令変更又は不可抗力に基づき、国が対象施設等の施工の一時中止を命じた場合には、第 86 条又は第 89 条の規定は適用しない。

（工期変更の場合の費用負担）

第 38 条 前条により施工計画書のうち計画工程表が変更された場合で、事業者が増加費用又は損害が生ずる場合、かかる増加費用又は損害の負担については、次のとおりとする。

一 国の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で国が負担する。ただし、事業者の損害のうち逸失利益は負担しない。

二 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、すべて事業者が負担する。

三 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 13 又は別紙 14 の負担割合に従い、国及び事業者が負担する。ただし、国の負担は、合理的な範囲に限るものとする。

（不可抗力による損害）

第 48 条 事業者が対象施設等の引渡しを行う前に、不可抗力により、対象施設等、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他施工機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を国に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、国は、直ちに調査を行い、損害（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び事業者の逸失利益を除く。）の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 前項に規定する損害は別紙 14 に規定する負担割合に従い、国及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

（協議及び増加費用の負担等）

第 89 条 国及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに対象施設等の設計・施工、本契約又は業務要求水準書の変更及び増加費用の負担等について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 60 日以内に国及び事業者が合意に至らない場合、国は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙 14 に定める負担割合によるものとする。

3 不可抗力により事業者が維持管理業務（大規模補修工事を除く。）の一部を履行できなかった場合、国は、事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。

4 不可抗力に起因して対象施設等の引渡しの遅延が見込まれる場合、国及び事業者は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

(不可抗力による契約の終了)

第 91 条 第 89 条の規定にかかわらず、不可抗力により、国が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、国は、事業者と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 79 条又は第 80 条の規定に従う。

3 第 1 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用又は損害の国と事業者の負担割合は、別紙 14 のとおりとする。

別紙 14 不可抗力による損害及び増加費用の負担割合

1. 不可抗力による損害及び損失の対象

不可抗力による損害及び損失の対象は、以下のとおりとする。ただし、他の P F I 事業者又は関係事業者の責に帰すべき事由により事業者が発生した以下の損害及び損失については、対象外とする。

- ① 施工期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う施設費及び維持管理費
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び提案資料又は設計図書の変更等に伴う増加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急措置費用
- ④ 損壊した対象施設等の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮設工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 施工期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う増加費用
- ⑥ 施工期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損害及び出費(経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。)

2. 不可抗力による損害及び増加費用の分担

(1) 設計・施工期間又は大規模補修工事期間

設計・施工期間中又は大規模補修工事期間中に不可抗力が生じ、設計業務又は施工業務に関して事業者が損害又は増加費用が発生した場合、合理的な範囲における当該損害又は増加費用に関しては、累計で施設費(消費税等相当額を含む金●円とする。以下本号において同じ。)の 100 分の 1 に至る金額までは事業者が負担し、これを超える金額については国が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち施設費の 100 分の 1 を超える部分は国の負担部分から控除する。

(2) 維持管理期間(ただし、大規模補修工事期間中を除く。)

維持管理期間中に不可抗力が生じ、維持管理業務に関して事業者が損害又は増加費用が発生した場合、合理的な範囲における当該損害又は増加費用に関しては、不可抗力の事由 1 件ごとに当該事業年度の維持管理費(消費税等相当額を含み、別紙 11 の改定がなされ、かつ別紙 12 の減額がなされていない金額とする。以下本号において同じ。)の 100 分の 1 に至る金額までは事業者が負担し、これを超える金額については、国が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち維持管理費の 100 分の 1 を超える部分は国の負担部分から控除する。

⑥島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 92 条 不可抗力により、施設整備業務及び維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用及び損害（ただし、第三者に損害が発生した場合には、事業者又は受託者等が加入した保険等により補填された部分を除く。）が発生する場合には、当該増加費用及び損害の負担は別紙 17 に従う。

別紙 14 P F I 事業費の支払方法及び P F I 事業費の支払額の改定

[別途公表した支払方法説明書及び落札者の提案に従って記載する。]

別紙 17 不可抗力による増加費用及び損害の負担

1 本契約締結から刑務所施設の維持管理運営開始までの期間

本契約締結から刑務所施設の維持管理運営開始までの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者に生じた増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、別紙 14 の 1 ア施設の整備等に必要な初期投資費用の総額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については国が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者に生じた増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、別紙 14 の 1 ウ本施設の維持管理・運営に必要な費用（修繕を含む。）の 1 年間分の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については国が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

⑦（仮称）仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市）

第 18 条 （本件施設の建設）

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、本件施設を別紙 1 に記載された日程表の日程に従い本件施設完成日までに完成する。
- 2 本件施設の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、本件施設の工期中、別紙 6 第 I に定める保険に加入し、又は第 20 条第 1 項の規定により本件施設の整備工事を受託若しくは請け負う者（以下「工事請負人等」という。）をして別紙 6 第 I に定める保険に加入させなければならない。当該保険の保険料は事業者の負担とする。事業者は、当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを本件施設の建設工事開始に先立ち市に提示しなければならない。
- 4 市と事業者との間の増加費用又は損害の負担は、以下のとおりとする。
 - (1) 建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、市の責めに帰すべき事由（(i) 市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、又は (ii) 本事業契約、入札説明書、要求水準書若しくは設計図書由市による変更（当該変更が入札日前までに公表された場合又は事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市が合理的な範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 法令の変更又は不可抗力により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第 10 章又は第 11 章の規定に従う。

第 32 条 （市による本件施設の工事完成確認等）

- 1 前条第 4 項の完了届を市が受領した場合、市は、事業者から本件施設における工事完成図書の交付を受け、本件施設において説明を受けること等により、本件施設が入札説明書等に規定された性能及び仕様を充足していることを確認する。
- 2 市は、前項の確認（以下「工事完成確認」という。）の結果、本件施設が入札説明書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して補修、改造又は改善を求めることができる。当該補修、改造又は改善にかかる費用は、事業者が負担する。
- 3 工事完成確認の方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 市は、事業者又は工事請負人等並びに工事監理者立会いのもとで、本件施設において工事完成確認を実施する。
 - (2) 工事完成確認は、本件施設と設計図書との照合及び工事完成図書の確認により実施する。
 - (3) 調理設備・備品等の試運転・性能検査等は、市による工事完成確認前に事業者が実施し、その報告書を市に提出する。なお、市は、試運転・性能検査等に立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、事業者の責任及び費用負担により行う。
 - (4) 事業者は、試運転・性能検査とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。
- 4 市は、第 1 項の事項につき確認し、かつ、事業者が、別紙 6 第 II に掲げる種類及び内容を有する保険に加入し、又は受託者等（第 39 条第 1 項で規定する事業者が維持管理業務又は運営業務を委託する者をいう。）をして別紙 6 第 II に掲げる種類及び内容を有する保険に加入させ、その保険証券の写しを別紙 2 に掲げる工事完成図書とともに市に対して提出した場合、事業者に対して工事完成確認通知書を交付する。

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

- 5 事業者は、市の工事完成確認通知書を受領しなければ、本件施設の維持管理・運営業務を開始することはできない。
- 6 市による工事完成確認通知書の交付を理由として、事業者は、本件施設の設計及び建設の全部又は一部に係る本事業契約上の責任を免れるものではない。

第 70 条 (不可抗力等による増加費用等の扱い)

本事業契約締結後、不可抗力により、本件事業の実施につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 13 に従う。

第 71 条 (不可抗力による第三者に対する損害の扱い)

不可抗力により、本件事業の実施につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害(ただし、第 18 条第 3 項、第 32 条第 4 項に基づき事業者、受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。)の負担は別紙 13 に従う。

別紙 6 保険等の取扱いについて

I 設計・建設工事期間中の保険(本事業契約第 18 条関係)

事業者は、設計・建設工事期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

1 建設工事保険

保険契約者	: 事業者又は工事請負人等
保険の対象	: 本件施設の建設工事
保険期間	: 工事開始日を始期とし、本件施設完工日を終期とする。
保険金額(補償額)	: 請負代金額
補償する損害	: 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

2 第三者賠償責任保険

保険契約者	: 事業者又は工事請負人等
保険期間	: 工事開始日を始期とし、本件施設完工日を終期とする。
てん補限度額(補償額)	: ・対人: 1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 20 億円以上 ・対物: 1 事故あたり 1 億円以上
補償する損害	: 本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: 50,000 円以下

事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく市に提示する。

事業者又は工事請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

上記 2 の第三者賠償責任保険のてん補限度額(補償額)・対人については、1 事故あたり 10

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

億円以上として 20 億円未満も可とするが、その場合は、20 億円との差額部分に対して、安定した経営基盤を持つ企業からの追加出資確約書を取得する等、市が承諾する保険に代わる手段を提案すること。

II 維持管理・運営期間中の保険(本事業契約第 32 条・第 46 条関係)

事業者は、維持管理・運営期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約は 1 年ごとの更新でも認めることとする。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

1 施設賠償責任保険

保険契約者	: 事業者
保険期間	: 維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする。(毎年度更新することでもよい。)
てん補限度額(補償額)	・対人: 1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 20 億円以上 ・対物: 1 事故あたり 1 億円以上
補償する損害	: 本件施設の所有、使用もしくは管理及び本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: 50,000 円以下
その他	: 市を追加被保険者として、交叉責任担保追加特約を付帯すること

2 維持管理・運營業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者	: 事業者又は受託者等
保険期間	: 維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする。(毎年度更新することでもよい。)
てん補限度額(補償額)	・対人: 1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 20 億円以上 ・対物: 1 事故あたり 1 億円以上
補償する損害	: 維持管理・運營業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: 50,000 円以下

3 火災保険

保険契約者	: 事業者
保険の対象	: 本件施設
保険期間	: 維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする。(毎年度更新することでもよい。)
保険金額(補償額)	: 本件施設の再調達価格
補償する損害	: 火災を含む不測かつ突発的な事故による損害

別紙 13 不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

I 設計・建設工事期間

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

設計・建設工事期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が設計・建設工事期間中に累計で施設整備費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。但し、事業者（建設企業又は維持管理企業又は運営企業を含む。）が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、増加費用額及び損害額から控除する。

II 維持管理期・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が一事業年度につき累計で一年間の維持管理・運営費等相当額（但し、第47条（サービス購入費の支払い方法）による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。）の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。但し、事業者（建設企業又は維持管理企業又は運営企業を含む。）が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、増加費用額及び損害額から控除する。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書で水準が定められている場合及び設計図書で水準が示されている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。事象を不可抗力とみなすかどうかの具体的な判断例を以下に示す。

地震	計測震度 6.5 以上、気象庁震度階Ⅶ、地表水平加速度約 500gal 程度のごく稀に起こる阪神淡路大震災クラスよりも巨大な地震であり、かつ同時期に建設された周辺の類似条件の建物の過半が当該施設と同程度以上の被害を受けた場合を不可抗力とする。
暴風	各部に架かる風圧力が、建築基準法の定める「基準風速：30m/sec」（地上 10m、10 分間平均風速）を越え、かつ同時期に建設された周辺の類似条件の建物の過半が当該施設と同程度以上の被害を受けた場合を不可抗力とする。局地的なサイスミック特異性やダウンバーストなどの現象は、不可抗力とするが、事業が立証責任を負うものとする。
積雪	大雪の場合は、放置すれば設計荷重を超えることが予測可能であり、雪降ろし等で災害を未然に防ぐこともできる。したがって、設計荷重を超えても、不可抗力とはみなさない。
テロリズム	組織化、計画されたテロ行為であり、一般的に合理的であると考えられる程度の防犯努力では防ぐことのできないものを不可抗力とする。

「追加費用」とは、不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運営、所有権移転業務につき事業者が合理的な増加費用又は損害が発生した場合の、当該増加費用又は損害をいう。具体的には、以下の例を含むものとする。

不可抗力による増加費用（別紙 13 の適用範囲）	不可抗力による追加費用に含まず、事業者が負担する費用（別紙 13 の適用範囲外）
・施設の修繕、撤去、復旧費用 ・調理機器、什器備品の修繕、更新費用	・事業者の逸失利益 ・事業者が自らに帰責事由が無いことを立証す

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

<ul style="list-style-type: none">・ <u>代替施設の利用による増加費用</u>・ <u>追加の資金調達に係る合理的な費用</u>・ <u>保険金の増額部分</u>・ <u>市が実施する事故原因調査費用</u>・ <u>被害調査のために市が負担する委員会費用</u>	<u>るための費用</u>
--	---------------

⑧千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）

（「不可抗力」による損害）

第31条 甲が「本件施設」の完工を確認する前に、「不可抗力」により、建設中の「本件施設」、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は損失が生じた場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知するものとする。

2 甲が前項に従い乙から通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失（乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）の状況を確認し、その結果を乙に対して通知するものとする。

3 第1項に規定する損害又は損失（追加工事に要する費用を含む。）に係る追加費用は、別紙7に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとし、必要に応じて協議により「サービス購入料」の見直しを行う。

（通知の付与）

第66条 本契約の締結日の後に「不可抗力」により、「本件施設」が本契約、「入札説明書等」、施工計画書又は「設計図書」に従い建設できなくなった場合、又は、本契約、「入札説明書等」、「入札参加者提案」又は「業務計画書」で提示された条件に従って「委託業務」を行うことができなくなった場合、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が「不可抗力」により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は「不可抗力」により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

（協議及び追加費用の負担）

第67条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該「不可抗力」に対応するために速やかに「本件施設」の設計、建設、工期、「委託業務開始予定日」、本契約、「要求水準書」、「業務計画書」及び「長期修繕計画書」の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項に規定する協議にかかわらず、「不可抗力」が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、「不可抗力」に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙7に記載する負担割合によるものとする。

別紙7

「不可抗力」の場合の費用分担規定

1 「本件施設」の設計・建設期間中に「不可抗力」が生じた場合、同期間中に発生した追加費用のうち累計で「本件施設」の「初期投資費用」の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、乙又は「建設企業」が加入する工事保険に基づき、甲以外の被保険者が「不可抗力」により保険金を受領した場合で、当

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

該保険金の額が上記建設費相当額の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

- 2 「運営期間」中に「不可抗力」が生じた場合、1「事業年度」中に発生した追加費用のうち累計で「本件施設」の年間の維持管理・運営費部分相当額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、乙又は乙から「委託業務」の全部又は一部を委託する者が加入する保険に基づき甲以外の被保険者が「不可抗力」により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記年間の維持管理・運営費部分相当額の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

⑨西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業(埼玉県・川越市)

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 87 条 不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運營業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 19 第 2 項の定めに従う。

(不可抗力による第三者に対する損害の扱い)

第 88 条 不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運營業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害(ただし、事業者、受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。)の負担は、別紙 19 第 2 項の定めに従う。

別紙 19 法令変更又は不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

1. 法令変更による増加費用及び損害の負担割合

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には県及び市がこれを負担し、それ以外の法令の変更については事業者がすべてこれを負担する。

- (1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の変更
- (2) 消費税又はその他これに類似する税制度の新設又は変更(税率の変更を含む。)

2. 不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

(1) 増加費用又は損害が事業者が生じた場合

1) 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設の整備につき事業者が増加費用又は損害が発生した場合、(i) 当該増加費用及び損害の額が、同期間中の累計で、施設等整備費相当額(ただし、施設整備業務に関し、事業者の資金調達上必要な融資に係る金利相当額を除く。以下、本別紙において同じ。)の 100 分の 1 に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii) これを超える額については、県及び市がこれを負担する。ただし、事業者が保険金を受領した場合、当該保険金は、県及び市の負担すべき増加費用及び損害に充当するものとし、県及び市の負担額から当該保険金受領相当額を控除する。

2) 維持管理期間

本施設の維持管理期間中に不可抗力が生じ、本施設の維持管理につき事業者が増加費用又は損害が発生した場合、(i) 当該増加費用及び損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費の 1 年分に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii) これを超える額については、県及び市がこれを負担する。ただし、事業者が保険金を受領した場合、当該保険金は、県及び市の負担すべき増加費用及び損害に充当するものとし、県及び市の負担額から当該保険金受領相当額を控除する。

(2) 損害が第三者に生じた場合

1) 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設の整備につき第三者に損害が発生した場合、(i) 当該損害の額が、同期間中の累計で、施設等整備費相当額の 100 分の 1 に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii) これを超える額については、県及び市がこれを負担す

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

る。ただし、事業者が保険金を受領した場合、当該保険金は、県及び市の負担すべき増加費用及び損害に充当するものとし、県及び市の負担額から当該保険金受領相当額を控除する。

2) 維持管理期間

本施設の維持管理期間中に不可抗力が生じ、本施設の維持管理につき第三者に損害が発生した場合、(i)当該損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費の1年分に相当する額の100分の1に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii)これを超える額については、県及び市がこれを負担する。ただし、事業者が保険金を受領した場合、当該保険金は、県及び市の負担すべき増加費用及び損害に充当するものとし、県及び市の負担額から当該保険金受領相当額を控除する。

⑩川井浄水場再整備事業（横浜市）

（不可抗力による措置）

第 22 条 甲及び乙は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 甲及び乙は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに本事業の継続の可否について協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用の発生又は新設対象施設の引渡しの遅延が予想される場合にあっては、乙が当該増加費用の額及び遅延期間を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について甲と協議しなければならない。

3 甲及び乙は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後における不可抗力により生じる合理的な追加費用及び損害額を、次条以下に別段の定めがある場合を除き、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により負担する。ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、甲は乙と協議の上、第 89 条に基づき、第 98 条又は第 101 条に規定する措置をとることができるものとする。

（第三者に対する損害）

第 23 条 乙が、本事業対象業務を履行する過程で、又は履行した結果、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したとき（新設対象施設の劣化又は維持管理の不備により見学者に損害が発生した場合を当然に含む。）は、乙がその損害を賠償するものとし、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したとき（業務要求水準書に基づき本工事の施工について甲の提示した条件による場合を当然に含む。）は、甲がその損害を賠償する。本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する。

2 乙が、本事業対象業務を履行する過程で、又は履行した結果、不可抗力により第三者に生じた損害の負担は、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法による。

別紙 4 不可抗力による費用分担

本契約第 22 条に定める「不可抗力」による費用分担は、以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

不可抗力とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことのできない事由（経験ある管理者及び乙の責任者によっても予見し得ず、又は予見できてもその損失、損害、若しくは傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）を不可抗力という。なお、不可抗力の具体例は、以下のとおりである。

（1）天災その他自然的な事象

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

（2）人為的な事象

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 工事期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う施設整備費及び維持管理費（金利及び物価変動を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査、設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事中用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷及び復旧費用
- ⑤ 工事期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（違約金を含む。）
- ⑥ 工事期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の期待利益は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 工事期間中の損害分担

- ① 工事期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、施設整備費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額については甲が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、本工事の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、新設対象施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷及び復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の乙負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。
- ④ 乙が不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき甲が負担する金額から控除する。

(2) 維持管理期間中の損害分担

- ① 維持管理期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、不可抗力の事由1件ごとに不可抗力の事由の発生した当該年度における維持管理費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを甲が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷及び復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 乙が、不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき甲が負担する金額から控除する。

※公共工事標準請負契約約款

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第三項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の一〇〇分の一を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。

注（内訳書に基づき）の部分は、第三条（B）を使用する場合には、削除する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の一〇〇分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の一〇〇分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(火災保険等)

第五十一条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

【参照条文】 不可抗力による損害に関する規定

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

工事請負契約書の運用基準について（平成7年6月30日、建設省厚契発第27号）（抜粋）

第29条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。
- (2) 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。
- (4) 契約担当官等は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。

④東京税関大井出張所（仮称）整備等事業

別紙 2 用語の定義

107 「法令等」

法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

108 「法令等の変更等」

本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。

⑥島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

第 2 条（用語の定義）

三十八 「法令」とは、法律、条例、政令、省令若しくは規則、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令若しくは仲裁判断その他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。ただし、本事業関連通達は法令から除く。

四十二 「本事業関連通達」とは、要求水準書において参照された訓令、通達等をいう。

⑦（仮称）仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市）

第 1 条（定義）

(29)「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等を指す。

⑨西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業（埼玉県・川越市）

別紙 2 用語の定義

66. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

⑩川井浄水場再整備事業（横浜市）

別紙 1 定義集

104. 「法令等」とは、法律・条例・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規定を含む。）をいう。

①文部科学省：小中学校耐震化事業基本協定書（案）

第 5 条（業務の委託、請負）

- 1 事業予定者による本件事業の実施に関し、乙は、本件施設の整備に係る業務のうち設計に係る業務を[]に、本件施設の整備に係るその余の業務を[]に、維持管理に係る業務を[]にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件施設の整備及び維持管理に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。
- 3 第 1 項により事業予定者から本件施設の整備及び維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

第 6 条（特定事業仮契約の締結）

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後平成[]年[]月[]日までに、甲と事業予定者との間において、特定事業仮契約を締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、特定事業仮契約締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 3 乙は、甲と事業予定者との間で特定事業仮契約が締結された後、速やかに別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙 2 の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

別紙 1 出資者保証書の様式

3. 事業者が、本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。

②国土交通省：庁舎事業契約書例

附則

第1条（出資者の誓約）

乙の株主又は出資者による、乙の株式又は出資の全部又は一部の第三者に対する譲渡は、本件施設引渡日より前はこれを認めない。出資者は、本件施設引渡日以降は、事前に書面により甲の同意を得た場合に限り、乙の株式又は出資の全部又は一部を第三者に対して譲渡することができる。

- 2 出資者は、事前に書面により甲の同意を得た場合に限り、乙の株式又は出資の全部又は一部に対して担保を設定することができる。
- 3 第1項の取扱いは、出資者間において乙の株式又は出資の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。
- 4 出資者は、本契約の締結にあたり、別紙10（出資者誓約書の様式）に定める様式による出資者誓約書を甲に対して提出する。

別紙10 出資者誓約書の様式

5. PFI事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有するPFI事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。

③公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業に関する基本協定書（案）

（業務の委託、請負）

第5条 事業予定者は、設計に係る業務を●に、工事監理にかかる業務を●に、維持管理に係る業務を●にそれぞれ委託し、建設に係る業務を●に請け負わせるものとする。

- 2 乙は、本基本協定締結後30日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、前項に定める設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を委託する者又は請け負わせる者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出する。

- 3 第1項により事業予定者から設計、工事監理又は維持管理にかかる業務の委託を受け、又は建設にかかる業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

【参照条文】 情報共有に関する規定

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、事業契約を、本基本協定締結後30日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、甲と事業予定者間で締結させるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙2の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。

4 甲は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、本事業に係る落札金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

別紙1（第6条関係）

出資者保証書の様式

3 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を国に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書及び当該融資契約書の写しを、その締結後速やかに、国に対して提出すること。

④東京税関大井出張所（仮称）整備等事業 基本協定書（案）

(事業者の出資者)

第5条 乙は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙1に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けるとともにその他の出資者に引き受けさせるものとする。

2 乙は、事業計画書に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者をして、別紙2の様式による増資計画書を甲に提出せしめるものとする。

3 乙は、事業者の設立時における出資者をして、以下の各号に定める事項を誓約せしめ、別紙3の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出せしめるものとする。

一 各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において乙によって事業者の全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、乙以外の各出資者の議決権保有比率が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。

二 各出資者は、原則として事業期間が終了するまで事業者に対する株式（潜在株式を

【参照条文】 情報共有に関する規定

含む。)を保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併、会社分割等による包括承継を含む。)を行ってはならない。

三 各出資者は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙3の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめるものとする。

四 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使するものとする。

4 乙は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約せしめ、別紙3の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめるものとする。

(株主間契約の締結等)

第6条 乙は、出資者をして、前条第3項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結せしめ、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結と同時に甲に提出せしめるものとする。

2 乙は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行わせしめる。なお、この場合においては、乙は、当該変更後の出資者をして、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出せしめるものとする。

(秘密保持)

第15条 甲と乙及び丙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、甲、乙若しくは丙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関等に対し、事業契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合、又は甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)等に基づき開示する場合は、この限りでない。

別紙3 出資者誓約書の様式

5 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式(潜在株式を含む。)又は事業者に対する債権(劣後ローン債権を含む)の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しを

その締結後速やかに甲に対して提出すること。

④東京税関大井出張所（仮称）整備等事業 事業契約書（案）

附則

（出資者の誓約）

第1条 「事業者」は、「出資者」をして、事前に「発注者」の同意を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）の全部又は一部を第三者に対して譲渡することができるものとする。ただし、「事業者」は、「基本協定書」別紙3の「出資者誓約書」を提出した「出資者」については、「発注者」による事前の承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、「事業者」の株式を保有させなければならない。

2 「事業者」は、「出資者」をして、事前に「発注者」の同意を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は出資の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。

3 第1項の取扱いは、「出資者」間において「事業者」の株式（潜在株式を含む。）の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

⑤東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 基本協定書（案）

（SPCの株主）

第5条 代表企業及び構成員は、前条第一項に基づきSPCを設立するにあたり、別紙1に落札者の出資額として記載されている金額のSPCの株式の引受けをし、また、別紙1記載のその他の株主をして記載されている金額の出資をなさしめる。

2 代表企業及び構成員は、事業契約締結時における各株主をして、以下の各号を誓約せしめ、事業契約の締結と同時に、別紙2記載の様式の誓約書を提出せしめる。

一 各株主は、その株主構成に関し、その時々において代表企業及び構成員である株主によってSPCの全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業及び構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。

二 各株主は、事業期間が終了するまでSPCの株式又はSPCに対する債権（劣後ローンを含む。）を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

三 各株主は、国の事前の書面による承諾を得たうえで、その所有に係るSPCの株式又はSPCに対する債権（劣後ローンを含む。）を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙2記載の誓約書を予め国に提出せしめるものとする。

四 SPCが、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各株

【参照条文】 情報共有に関する規定

主は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使するものとする。

- 五 各株主は、上記誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結するものとし、その内容を証するため、当該株主間契約の原本証明付の写しを国に提出する。第三号の定めるところにより株主に変更が生じた場合、各株主は、株主間契約に関して当該新株主を当事者に含める旨の変更を行い、当該新株主は株主間契約の当事者となるものとする。

(秘密保持)

第 11 条 国と落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、落札者が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び国が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

別紙 2 株主誓約書の様式

5. S P C が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する S P C の株式又は S P C に対する債権（劣後ローン債権を含む。）の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は債権（劣後ローン債権を含む。）に担保権を設定する場合、事前にその旨を国に対して書面により通知し、国の書面による承諾を得たうえで行うこと。また、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに国に対して提出すること。
7. 当社らは、国の事前の書面による承諾を得たうえで、その所有に係る S P C の株式又は S P C に対する債権（劣後ローン債権を含む。）を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、本誓約書を予め国に提出せしめること。

⑥島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 基本協定書（案）

(業務の委託等)

第 4 条 乙は、S P C をして本事業に関する各業務を、別紙 3 記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせ、委託又は請負に係る契約締結後直ちにその契約書の写しを甲に提出する。

- 2 乙は、前項の規定により S P C から本事業に関する各業務を受託し、又は請け負う者をしてその業務を誠実に遂行させなければならない。

【参照条文】 情報共有に関する規定

(S P Cの株主)

第7条 乙は、第6条第1項の規定に基づきS P Cを設立するに当たり、別紙1に乙の出資額として記載されている金額のS P Cの株式の引受けをし、また、別紙1のその他の株主に記載されている金額の出資をさせる。

2 S P Cの各株主については、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者があってはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3 乙は、S P C設立時及び増資時において、各株主をして次の各号の事項を誓約させ、また、別紙2の誓約書を提出させなければならない。

一 株主は、その株主構成について、事業契約が終了するまでの間、乙がS P Cの全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大であることを維持すること。

二 株主は、原則として事業契約が終了するまでの間、S P Cの株式を保有し、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。

三 株主は、甲の事前の書面による承諾を受け、その所有に係るS P Cの株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙2の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。

四 S P Cが、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第1号の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

五 株主は、第3号の誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を甲に提出すること。また、同号の規定により株主に変更が生じた場合には、株主は、株主間契約において当該新株主を当事者とする旨の変更を行うこと。

六 株主は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

(秘密保持)

第11条 甲と乙は、本事業又は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、

【参照条文】 情報共有に関する規定

委託先等への見積依頼や契約の締結、弁護士等への相談依頼など、相手側に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで開示する場合、SPCに開示する場合、裁判所により開示が命ぜられた場合、第8条第3項の規定に従い、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合（ただし、融資を行う金融機関が提出した関心表明書において守秘義務が規定されている場合に限る。）及び法令に基づき開示する場合には、この限りでない。

別紙2 株主誓約書の様式

5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。

⑥島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）

（秘密保持）

第96条 事業者は、本事業に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- 一 開示の時に公知である情報
 - 二 国が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- 2 事業者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
 - 3 事業者は、秘密情報を記載した書類の複製を作成する場合には、国の承諾を受けなければならない。
 - 4 事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第1項から第3項までの違反は、事業者による違反とみなす。
 - 5 事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
 - 6 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
 - 7 前2項の規定にかかわらず、事業者及び事業者から本事業の全部又は一部の委託を受けた者（その者から更に委託を受けた者を含む。）は、受刑者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定める個人情報をいう。）につ

【参照条文】 情報共有に関する規定

いて、国の指示による場合を除き、情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことはできない。

- 8 事業者は、本契約締結後直ちに、事業者から本事業の全部又は一部の委託を受けた者をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（前項の内容の確認を含む。）を国に提出させなければならない。また、事業者は、当該受託者との間で締結した委託に係る契約書の写しを当該締結後直ちに国に提出しなければならない。
- 9 事業者は、前項の受託者が更に業務の一部を他の第三者に委託する場合には、当該受託者をして、当該第三者に守秘義務を負わせ、かつ第7項の内容の確認を行わなければならない。
- 10 事業者は、各従事職員をして、秘密情報を漏洩しない旨の誓約書を国に提出させなければならない。
- 11 事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を国に通知しなければならない。事業者は、保管場所について、国から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

附則

（出資者の誓約）

- 第1条 事業者の出資者は、原則として事業期間終了日まで事業者の株式を保有するものとし、あらかじめ書面により国の同意を得た場合に限り、その全部又は一部を第三者に対して譲渡することができる。
- 2 出資者は、あらかじめ書面により国の同意を得た場合に限り、事業者の株式の全部又は一部に対して担保を設定することができる。
- 3 第1項の取扱いは、出資者間において事業者の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。
- 4 出資者は、本契約の締結に当たり、別紙18の様式による出資者誓約書を国に対して提出する。

別紙18 出資者誓約書の様式

5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、あらかじめその旨を国に対して書面により通知し、国の書面による承諾を受けた上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに国に対して提出すること。

⑦（仮称）仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市） 基本協定書（案）

（株式の譲渡等）

第3条 乙の各構成員（以下「各構成員」という。）は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 各構成員は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

（業務の委託、請負）

第4条 乙は、事業予定者をして、設計に係る業務を●●に、施設整備に係る業務を●●に、工事監理に係る業務を●●、維持管理に係る業務を●●、運営に係る業務を●●、所有権移転に係る業務を●●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項に定める設計、施設整備、工事監理、維持管理、運営及び所有権移転の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間で係る各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

- 3 第1項により事業予定者から設計、施設整備、工事監理、維持管理、運営及び所有権移転に係る業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は本協定書に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと並びに本協定書の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合は、この限りではない。

⑦（仮称）仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市） 施設の設計、建設、維持管理及び運営等に関する契約書

第75条 （第三者割当て）

- 1 事業者は、事業者の株主又は出資者（匿名組合出資及び優先出資をした者を含む。）以外の第三者に対し新株を割当てるときは、事前に市の承諾を得、また、この場合、事業者は、新株の割当てを受ける者をして、市に対して、速やかに別紙14の様式及び内容の誓約書を提出させる。
- 2 事業者は、契約期間の終了に至るまで、落札者が事業者の発行済み株式総数の過半数を

【参照条文】 情報共有に関する規定

保持するよう新株を発行する。

別紙 14 出資者誓約書様式

3. 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して同株式に対する質権設定契約又は担保権設定契約の内容を示す書類を添付の上書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。また、同株式に対する質権設定契約書又は担保権設定契約書の写しを当該質権設定契約又は担保権設定契約の締結後速やかに市に対して提出すること。

⑧千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市） 基本協定書（案）

（株式の譲渡）

第4条 乙は、事業契約上の事業期間が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、保有する特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、甲の事前の書面による承認を得るものとする。

- 2 乙は、前項に従い甲の承認を得て特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をした場合には、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを甲に提出するものとする。

（業務の委託、請負）

第6条 特別目的会社による本事業の実施に関し、乙は、新港学校給食センターの設計に係る業務を [] に、新港学校給食センターの工事監理に係る業務を [] に、新港学校給食センターの建設に係る業務を [] に、新港学校給食センターの維持管理・運営に係る業務を []、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、事業契約が甲と特別目的会社との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者と特別目的会社との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。

- 3 第1項により業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施するものとする。

（出資者保証書等）

第7条 乙は、事業契約の締結の日において、別紙 1 の様式による出資者保証書を甲に提出するとともに、特別目的会社の株式を保有する乙以外の者から、別紙 2 の様式による

【参照条文】 情報共有に関する規定

誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

(秘密保持)

第11条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

別紙1 出資者保証書の様式

3 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。市の承諾を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、市に提出すること。

別紙2 誓約書の様式

2 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。市の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、市に提出すること。

3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴し、市に提出すること。

⑨西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業(埼玉県・川越市)
基本協定書(案)

(PFI事業者の株主)

第4条 丙は、第3条第1項の規定に基づきPFI事業者として特別目的会社を設立するに当たり、別紙1に丙の出資額として記載されている金額の株式の引受けをし、また、別紙1のその他の株主に記載されている金額の出資をさせる。

2 丙は、PFI事業者である特別目的会社の増資により第3条第1項第2号の条件を満たすことを計画している場合、特別目的会社設立時において、増資時における出資予定者及び代表企業に別紙2記載の様式の増資計画書を提出させるものとする。

【参照条文】 情報共有に関する規定

- 3 丙は、以下の各号を誓約し、かつ事業契約締結時及び増資時において、その時々各株主をして次の各号の事項を誓約させ、また、別紙 3 の誓約書を提出させなければならない。
- 一 株主は、その株主構成について、事業契約が終了するまでの間、丙が PFI 事業者の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の一の株主の議決権保有割合が株主中最大とはならないことを維持すること。
 - 二 株主は、原則として事業契約が終了するまでの間、PFI 事業者の株式を保有し、甲及び乙の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと。
 - 三 株主は、甲及び乙の事前の書面による承諾を受け、その所有に係る PFI 事業者の株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙 3 の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲及び乙に提出させること。
 - 四 PFI 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第 1 号の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
 - 五 株主は、第 3 号の誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の写しを甲及び乙に提出すること。また、同号の規定により株主に変更が生じた場合には、株主は、株主間契約において当該新株主を当事者とする旨の変更を行い、変更後の株主間契約の写しを甲及び乙に提出すること。
 - 六 株主は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、甲及び乙の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。
 - 七 株主は、PFI 事業者が提示条件及び本件提案に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、甲又は乙の要求に従って、甲及び乙と PFI 事業者との協議に参加し、PFI 事業者に関する情報を甲及び乙に提供すること。
- 4 丙が前項第 3 号の規定に従って PFI 事業者の株式を第三者に譲渡する場合には、予め当該第三者をして、本協定に基づく譲渡人の権利義務を承継させなければならない。

(資金調達協力義務)

- 第 7 条 丙は、本件提案中の事業計画に係る提案書(以下「事業計画提案書」という。)に従って PFI 事業者に出資等の資金の供与を行い、丙以外の株主に PFI 事業者への出資を行わせるともに、金融機関からの借入れ等の丙以外からの PFI 事業者への資金調達についても事業計画提案書に従って実現されるよう努めなければならない。
- 2 丙は、前項の規定に基づく資金調達を行うに当たり、PFI 事業者に対して融資を行う金融機関(以下「融資金融機関」という。)が決定した場合には、融資金融機関の名称その他の詳細を直ちに甲及び乙に通知し、融資金融機関と PFI 事業者との融資契約締結後に

【参照条文】 情報共有に関する規定

契約書の写しを甲及び乙に提出しなければならない。

- 3 丙は、融資金融機関の取得する担保権の行使等に関する融資金融機関と甲及び乙との協定の締結について必要な協力を行わなければならない。
- 4 丙は、本件提案において、PFI 事業者としての特別目的会社設立時の出資のほかに出資、融資等の方法による PFI 事業者に対する丙の追加的な資金提供を予定している場合には、事業契約締結後遅滞なく PFI 事業者との間で丙が追加的な資金提供の義務を負担する旨の契約を締結し、その写しを甲及び乙に提出しなければならない。

(業務の委託等)

- 第 8 条 丙は、PFI 事業者をして、別紙 4 に記載された本事業に関する各業務について、別紙 4 記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、別紙 4 記載の期限を目処に、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめ、契約締結後直ちに当該契約書の写しを甲及び乙に提出させる。
- 2 前項の規定にかかわらず、本協定締結時点において、別紙 4 記載の業務のうち、当該業務の受託する者又は請け負う者が特定されていないものについて、丙は、PFI 事業者をして、別紙 4 記載の期限を目処に、提示条件及び本件提案に従って受託・請負者を選定させ、当該受託・請負者と PFI 事業者の間で当該業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめ、契約締結後直ちに当該契約書の写しを甲及び乙に提出させる。
 - 3 丙は、第 1 項の委託又は請負に係る契約の内容が提示条件及び本件提案に従ったものとなるように PFI 事業者から業務を受託し又は請け負う者をして誠実に業務を遂行させなければならない。

(秘密保持)

第 13 条 事業契約の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。) について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- 一 開示の時に公知である情報
- 二 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- 三 開示者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- 四 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- 五 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
- 六 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- 七 甲又は乙が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 八 第 7 条第 2 項の規定に従い、丙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合(ただし、融資金融機関が提出した関心表明書において守秘義務が規定されている

【参照条文】 情報共有に関する規定

場合に限る。)

- 2 丙は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 丙は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 4 前項の場合において、丙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

別紙3 株主誓約書の様式

5. PFI 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する PFI 事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲及び乙に対して書面により通知し、甲及び乙の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲及び乙に対して提出すること。

⑨西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業 事業契約書（案）

（株主・第三者割り当て）

- 第 92 条 事業者は、本事業契約締結後直ちに、事業者の株主をして別紙 20 の様式及び内容の株主誓約書を、県及び市に対して提出させる。
- 2 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に県及び市の承諾を得なければならない、且つ、かかる場合、事業者は、当該新株の割当てを受ける者をして、県及び市に対して、速やかに別紙 20 の様式及び内容の株主誓約書を提出させる。
 - 3 事業者は、本事業契約が終了するまでの間、構成員が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株の発行を行う。

別紙 20 出資者誓約書の様式

4. 出資者は、事業者が本事業を遂行するために必要な資金調達を行う目的で、出資者が保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して担保目的で譲渡等する場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、発注者の書面による承諾(かかる承諾は、不合理に留保又は拒絶されない。)を得た上でこれを行う。この場合、出資者は、発注者に対し、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに提出・交付する。

⑩川井浄水場再整備事業（横浜市） 基本協定書（案）

（事業契約）

第5条 乙は、本基本協定締結後平成21年3月31日までに、事業者をして、甲との間で事業契約を締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに誠実に協力しなければならない。

3 乙は、甲と事業者との間での事業契約の締結と同時に別紙の様式による出資者誓約書兼保証書を作成して甲に提出するものとする。

4 第1項の規定に関わらず、事業契約の締結までに、本事業の入札に関し落札者の各構成員に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、甲は事業契約を締結しないことができる。

（1）各構成員のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第7項の規定により排除措置命令が確定したとき、又は、同法第49条第6項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

（2）各構成員のいずれかが、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、同法第50条第5項の規定により課徴金納付命令が確定したとき、又は同法第50条第4項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

（3）各構成員のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（4）各構成員のいずれかの役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

（5）前各号のほか、事業契約の締結までに、各構成員のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の全部又は一部を喪失したとき。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報を相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、乙が本事業の対象業務

【参照条文】 情報共有に関する規定

(業務の内容は業務要求水準書「第2 細則」に定めるところによる。)を委託し又は請け負わせる者に対して当該業務の実施に合理的に必要なものとして開示する場合、甲が法令等に基づき開示する場合及び甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合は、この限りではない。

(別紙) 出資者誓約書兼保証書の様式

- 3 事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書その他市が合理的に要求する資料の写しを速やかに市に提出すること。

⑩川井浄水場再整備事業 事業契約書 (案)

附則

(出資者に関する誓約)

- 第1条 乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、出資者をして、乙の株式又は出資(匿名組合出資に係る利益配分権及び出資金返還請求権を含む。以下同じ。)の全部若しくは一部につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をさせないものとする。
- 2 前項の取扱いは、出資者間において乙の株式又は出資の全部若しくは一部を譲渡、担保設定その他の処分をしようとする場合についても同様とする。
- 3 乙は、本契約の締結に当たり、出資者をして、基本協定に定めるところにより、別紙8又は9の様式による出資者誓約書兼保証書又は誓約書を甲に対して提出させるものとする。

別紙8 出資者誓約書兼保証書の様式

- 3 事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書その他市が合理的に要求する資料の写しを速やかに市に提出すること。

別紙9 誓約書の様式

- 3 市の書面による事前の承諾を得て、当社が事業者の株式を譲渡する場合には、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人から、本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを速やかに市に提出すること。

①文部科学省：小中学校耐震化事業契約書（案）

第 10 条 （本件工事にかかる設計）

- 1 事業者は、本件事業契約締結後、入札提案に従って、速やかに、本件工事にかかる設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、日本国の法令を遵守の上、本件事業契約、入札書類及び入札提案に基づき、本件工事にかかる設計を実施するものとする。
- 3 事業者は、事前に、本件工事にかかる設計の責任者を選任した上、その名称及び組織体制を市に対して通知するものとする。
- 4 事業者は、事前に、本件工事にかかる設計にかかる設計計画書（詳細工程表を含む。以下同じ。）を作成した上、市に対して提出し、市の承認を得るものとする。事業者は、市の承認を得た設計計画書に従って本件工事にかかる設計を遂行するものとする。
- 5 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、本件工事にかかる設計の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があるときは、本件工事にかかる設計の内容について市と協議するものとする。

第 46 条 （従事職員名簿の提出等）

- 1 事業者は、維持管理業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を市に提出し、従事職員に異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 市は、事業者の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

③公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業

（従事職員名簿の提出等）

- 第 42 条 乙は、維持管理業務に従事するもの（以下「従事職員」という。）の名簿を甲に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 乙は、配置する従事職員については、消防法第 8 条に基づく防火管理者の資格を取得させるものとする。
 - 3 甲は、乙の従事職員がその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し交代を請求することができる。

④東京税関大井出張所（仮称）整備等事業

（監視職員）

第 19 条 「発注者」は、「監視職員」を置いたときは、その日から 14 日以内に、その氏名を「事業者」に通知するものとする。また、「監視職員」を変更したときも変更した日から 14 日以内に、その氏名を「事業者」に通知するものとする。

2 「監視職員」は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく「発注者」の権限とされる事項のうち、「発注者」が必要と認めて「監視職員」に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

一 「本事業」の適正かつ確実な実施についての「事業者」又は「事業者」の「総括代理人」に対する請求、勧告、通知、承諾、確認、指示又は協議

二 「事業者」により提供される「本事業」の実施に係る「要求水準」の達成状況の監視

三 本契約の義務の履行に係る「本事業」の実施状況の監視

四 「事業者」の財務状況及び「選定企業」との契約内容の監視

五 「事業者」が作成及び提出した資料の確認

3 「発注者」は、2 人以上の「監視職員」を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの「監視職員」の有する権限の内容を「事業者」に通知する。また、本契約に基づく「発注者」の権限の一部を「監視職員」に委任した場合には、当該委任した権限の内容を「事業者」に通知する。

4 第 2 項の規定に基づく「監視職員」の請求、勧告、通知、確認、承諾、指示、要請又は協議は、原則として書面により行わなければならないものとする。

5 「発注者」が「監視職員」を置いた場合には、本契約に定める「発注者」に対する請求、通知、報告、申出等は、「監視職員」を経由して行うものとする。この場合において、「監視職員」に請求、通知、報告、申出等が到達した日をもって「発注者」に到達したものとみなす。

6 「発注者」が「監視職員」を置かない場合には、本契約に定める「監視職員」の権限は、「発注者」に帰属する。

（事業者の総括代理人）

第 20 条 「事業者」は、「総括代理人」を置くものとし、その氏名その他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない。「総括代理人」を変更したときも同様とする。

2 「総括代理人」は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく「事業者」の一切の権限を行使することができるものとする。

一 契約金額の変更

【参照条文】 監視職員、事業代理人等に関する規定

- 二 契約金額の請求及び受領
- 三 第 21 条第 1 項の請求の受理
- 四 第 21 条第 2 項の決定及び通知
- 五 契約の解除

3 「事業者」は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、「総括代理人」を経由して行うものとし、「発注者」は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、「総括代理人」を経由して行うものとする。

(総括代理人等の変更)

第 21 条 「発注者」は、「総括代理人」がその職務の執行につき、「本事業」の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 「事業者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 7 日以内に「発注者」に通知しなければならない。

3 「事業者」は、「監視職員」がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、「発注者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 「発注者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 7 日以内に「事業者」に通知しなければならない。

(管理統括責任者等)

第 82 条 「事業者」は、「仮庁舎等引渡日」の 90 日前までに「維持管理・運營業務」全体を総括する「管理統括責任者」を定め、あらかじめその氏名、住所その他「発注者」が定める事項を「発注者」に対して通知し、確認を受ける。「事業者」は、「管理統括責任者」を変更しようとする場合には 30 日前までに、同様の手続きをとるものとする。

2 「発注者」は、「管理統括責任者」が「維持管理・運營業務」を行うにあたり不相当と認められる場合には、その理由を明記して「事業者」に対して交代を請求することができる。この場合、「事業者」は、請求を受けた日から 60 日以内に適切に対処しなければならない。

3 「事業者」は、「本施設」の「維持管理・運營業務」の実施に必要となる、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の事項を「業務計画書等」に定めて、それぞれ「仮庁舎等引渡日」及び「本庁舎等引渡日」までに、「発注者」に対して提出し確認を受ける。

⑤東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（国土交通省）

（監視職員）

第 14 条 国は、監視職員を置いたときは、その日から 14 日以内に、その氏名を事業者
に通知する。また、監視職員を変更したときも変更の日から 14 日以内にその氏名を事
業者に通知する。

- 2 監視職員は、本契約の他の条項に定める事項及び本契約に基づく国の権限とされる事項のうち、国が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 本件事業の適正かつ確実な実施についての事業者又は事業者の総括代理人に対する請求、通知、確認又は承諾
 - 二 事業者が実施する業務の監視
 - 三 事業者が作成及び提出した資料の確認
- 3 国は、2 名以上の監視職員を置き、前項の権限を分担させたときはそれぞれの監視職員の有する権限の内容を、監視職員に本契約に基づく国の権限の一部を委任したときはその委任した内容を、事業者に通知するものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づく監視職員の請求、通知、確認又は承諾は、別段の合意のある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 5 国が監視職員を置いたときは、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾、解除及び指示は、監視職員を経由して行うものとする。なお、監視職員が次条第 1 項に規定される事業者の総括代理人に対して当該請求、通知、報告、申出、確認、承諾、解除及び指示を行った場合においては、事業者の総括代理人に到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。
- 6 国が監視職員を置かないときは、本契約に定める監視職員の権限は国に帰属する。

（事業者の総括代理人）

第 15 条 事業者は、本契約締結後速やかに、総括代理人を定め、氏名その他必要な事項
を国に通知しなければならない。また、総括代理人を変更したときも変更の日から 14
日以内に氏名その他必要な事項を国に通知しなければならない。

- 2 総括代理人は、本契約の履行に関し、以下の各号に掲げる権限を除く本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができるものとする。なお、総括代理人は、本件工事着工日から維持管理期間終了日まで本件事業用地に常駐するものとする。
 - 一 契約金額及びサービス対価の変更
 - 二 契約金額及びサービス対価の請求及び受領
 - 三 第 16 条第 1 項の請求の受理
 - 四 第 16 条第 2 項の決定及び通知
 - 五 契約の解除に係る権限

【参照条文】 監視職員、事業代理人等に関する規定

- 3 事業者は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を国に通知しなければならない。
- 4 国又は監視職員が事業者又は総括代理人に対し本件事業に関する指示を行ったときは、事業者又は総括代理人は、設計企業（第 20 条に規定する設計技術者及び照査技術者を含む。）及び施工企業（第 32 条及び第 54 条に規定する主任技術者等を含む。）をして、当該指示を遵守させなければならない。

（総括代理人に関する措置請求）

- 第 16 条 国又は監視職員は、総括代理人がその職務の執行につき、本件事業の適切かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を国に通知しなければならない。
 - 3 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、国に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 国は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を事業者に通知しなければならない。

⑥島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

（総括業務責任者及び業務責任者）

- 第 5 条 事業者は、本事業の全体について総合的に調整を行う総括業務責任者を置き、本契約締結後速やかに国に通知する。総括業務責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 前項に規定する総括業務責任者は、法務省又は法務大臣が主務官庁となる団体に在職していた者（法務大臣が主務官庁となる団体に在職していた者にあつては、当該団体への在職前に法務省に在職していたことがある者に限る。）である場合には、その離職後 2 年以上経過した者でなければならない。
 - 3 事業者は、施設整備業務の各区分ごとに総合的に調整を行う業務責任者を置き、本契約締結後速やかに国に通知する。業務責任者を変更した場合も同様とする。
 - 4 事業者は、維持管理・運営業務の各区分ごとに総合的に調整を行う業務責任者を置き、維持管理・運営期間の開始前に国に通知する。ただし、事業者は、公務員宿舎の維持管理業務については、第 33 条第 4 項に規定する公務員宿舎完成確認書が交付された日又は本件宿舎入居予定日のいずれか遅い日までに業務責任者を置き、国に通知する。業務責任者を変更した場合も同様とする。

【参照条文】 監視職員、事業代理人等に関する規定

(従事職員の確保等)

- 第 42 条 事業者は、維持管理・運営業務に従事する者（以下「従事職員」という。）のうち、刑務所施設内に立ち入って業務を行う者の名簿を本件運営開始予定日までに国に提出し、その承諾を受けなければならない。なお、当該名簿には、当該従事職員の住所、氏名、生年月日等を記載し、住民票の写し、写真、健康診断書及び有資格者にあつては、当該資格を証する書面の写しを添付しなければならない。
- 2 事業者は、前項の従事職員以外の従事職員の名簿を本件運営開始予定日までに、国に提出しなければならない。
 - 3 第 1 項及び前項の規定は、従事職員に異動があつた場合には、異動後の従事職員について、それぞれ適用する。
 - 4 国は、従事職員が維持管理・運営業務を行うことが不相当と認めるときは、事業者に対し、その事由を示して、交代を指示することができる。

⑦ (仮称) 仙台市新野村学校給食センター整備事業 (仙台市)

第 45 条 (従事職員名簿の提出等)

- 1 事業者は、各維持管理・運営業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿をそれぞれ市に維持管理・運営業務開始前に提出し、異動があつた場合、速やかに市に報告しなければならない。
- 2 事業者は、維持管理・運営業務の遂行にあたり、維持管理・運営業務開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を予め市に提出し、市の承諾を得なければならない。
- 3 市は、従事職員がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。この場合、事業者は、市と協議の上、速やかに状況を調査し対応する。これにより生じた増加費用又は損害は事業者の負担とする。

⑧千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）

（管理責任者）

第45条 乙は、平成22年8月末日までに、「要求水準書」に従い、総括責任者、業務責任者、業務副責任者、食品衛生責任者を選任し、氏名、住所及びその他甲が定める事項を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に従い甲に報告した者を変更した場合には、変更後1か月以内に、変更後の者の氏名、住所及びその他甲が定める事項を甲に報告しなければならない。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

3 乙は、平成22年9月末日までに、食品衛生責任者を定め、食品衛生責任者証の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、食品衛生責任者を変更したときは、変更後の食品衛生責任者証の写しを、変更後1か月以内に甲に提出しなければならない。

⑨西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業（埼玉県・川越市）

（総括責任者、業務責任者及び業務従事者）

第45条 事業者は、総括責任者及び業務責任者を定め、維持管理期間の開始の6ヶ月前に県及び市に届け出る。総括責任者又は業務責任者を変更する場合は60日前までとする。

2 事業者は、県及び市双方に対し、業務従事者の名簿を、維持管理・運営業務開始の1ヶ月前に提出する。事業者は、業務従事者に異動があった場合、速やかに、これを県及び市に報告する。なお、事業者は、業務の実施にあたり、法令等により業務従事者が資格を必要とする場合には、その資格を有する業務従事者を選任しなければならない。

3 事業者は、自らの責任と費用負担において、業務従事者の労働安全衛生管理を行う。

4 県及び市は、それぞれ事業者の総括責任者、業務責任者又は業務従事者がその業務を行うに不相当と認めたときは、事業者に対し、理由を付記して、いつでもその交替を請求することができる。事業者は、かかる総括責任者、業務責任者又は業務従事者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、県及び市に対し、かかる増加費用又は損害を請求することはできない。

⑩川井浄水場再整備事業（横浜市）

（監視員）

第 30 条 甲は、その裁量により、合理的な人数の監視員を置くことができる。この場合、甲は、事前に監視員の氏名を乙に通知するものとする。また、甲が監視員を変更しようとするときも同様とする。

- 2 監視員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監視員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - （1）本事業の適正かつ確実な実施を確保するための乙又は乙の総括代理人に対する請求、通知、確認、承認、協議、是正勧告又は是正命令
 - （2）乙により提供される業務要求水準の達成状況の監視
 - （3）本契約に定める義務の履行状況の監視
 - （4）乙の財務状況及び業務受託企業との契約内容の監視
 - （5）乙が作成及び提出した資料の確認
- 3 甲は、2名以上の監視員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監視員の有する権限の内容を、監視員に本契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知するものとする。
- 4 甲が監視員を置いたときは、その委任された権限に関し、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、監視員を経由して行うものとする。この場合においては、監視員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 5 甲が監視員を置かないときは、本契約に定める監視員の権限は、甲に帰属する。

（乙の総括代理人）

第 31 条 乙は、総括代理人を置かなければならない。乙は、総括代理人を設置する日の14日（閉庁日を含む。）前までに、総括代理人の氏名及び住所その他必要な事項を甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。また、総括代理人を変更する場合も、変更する日の14日（閉庁日を含む。）前までに、同様の通知をするものとする。

- 2 総括代理人は、本契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うものとし、本契約に基づく乙の一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。
 - （1）契約金額の変更
 - （2）契約金額の請求及び受領
 - （3）第 32 条第 1 項の請求の受理
 - （4）第 32 条第 2 項の決定及び通知
 - （5）契約の解除に係る権限

【参照条文】 監視職員、事業代理人等に関する規定

- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知し、甲の了解を得なければならない。
- 4 本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、特にその委任から除外された権限に関するものを除き、総括代理人を経由して行うものとする。この場合においては、総括代理人に到達した日をもって乙に到達したものとみなす。

(代理人等に関する措置請求)

第 32 条 甲又は監視員は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められるときは、前条第 4 項の規定にかかわらず、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を甲に書面で通知しなければならない。
- 3 乙は、監視員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、第 30 条第 4 項の規定にかかわらず、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を乙に書面で通知しなければならない。

※公共工事標準請負契約約款

(監督員)

第九条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 甲は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第十条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A) [] 主任技術者
(B) [] 監理技術者
- 三 専門技術者（建設業法第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。）

注 (B) は、建設業法第二十六条第二項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に適用する。

[] の部分には、同法第二十六条第三項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。ただし、当該工事が同法第二十六条第四項の工事にも該当する場合に

【参照条文】 監視職員、事業代理人等に関する規定

は、[]の部分に、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第十二条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に乙に通知しなければならない。